

麻機遊水地保全活用推進協議会

第8回 総会

日時：令和元年10月11日（金）19：00～20：30
場所：静岡市役所 新館17階 171,172会議室

<議事次第>

1. 開会

2. 報告事項
 - (1) 第7回総会、第6回合同部会議事概要（資料1）
 - (2) 平成30年度取組み報告（資料2）
 - (3) 麻機遊水地サイン計画の検討について（資料3）
 - (4) 麻機遊水地植生調査結果（資料4）

3. 議事事項
 - (1) 平成30年度決算報告（資料5）
 - (2) 規約に基づく監事の選任

4. その他
 - (1) 遊水地内の伐木、掘削について（資料6）
 - (2) あさはた緑地のセンターハウスの進捗状況について（資料7）
 - (3) 第3工区トイレの進捗状況について（資料8）
 - (4) 今後のイベントについて
 - ・サクラタデ観察会 10/12（土）
 - ・第7回麻機遊水地フェスタ 10/19（土）
 - ・産業フェアしずおか 11/23-24（土日）
 - ・柴揚げ漁 1/19（日）
 - ・火入れ 2/8（土）
 - ・遊水さくら祭り

5. 閉会

麻機遊水地保全活用推進協議会規約

麻機遊水地は、市街地に近接している貴重な緑地空間である。また、新東名高速道路、国道1号バイパス等からの交通アクセスが良く、周辺には医療・福祉施設が多数存在している。この立地条件を活かし、より一層、麻機遊水地が地域の活性化に資するため、麻機遊水地地区グランドデザイン（平成27年度静岡市策定）が策定され、「治水機能を確保しつつ、地域の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指す」ことが基本的な方針とされた。この方針において「自然環境の再生」「環境を活用した健康づくりの支援」「交通の利便性を活かした交流の拠点」「自然と歴史を体感する憩いの場」「周辺の福祉・医療機関や企業と連携した自然との共生」「豊かな自然を活かした体験の場」を6つの柱とし、麻機遊水地地区の地域振興が推進されているところである。

そのような中で、これまで巴川流域麻機遊水地自然再生協議会が目的としてきた麻機遊水地の自然再生活動を発展的に継承し、再生・保全された自然を地域資源として活用すべきであるとの考えから、今般、静岡県、静岡市、地域住民その他関係団体は、麻機遊水地地区における官民一体となった総合的な保全活用の推進に向けた取組及び医療・福祉・農業を通じた障害者等の自立支援の場を創出する取組を円滑に推進するため、麻機遊水地保全活用推進協議会を次のとおり設立する。

（名称）

第1条 本会は、麻機遊水地保全活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、麻機遊水地の治水機能を確保しつつ、自然再生推進法（平成14年法律第148号。以下「法」という。）に基づく自然再生を推進し、かつ当該地域の活性化を図るため、麻機遊水地保全活用行動計画（以下「行動計画」という。）を作成し、当該地域における官民一体となった総合的な取組を推進することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）行動計画の作成及び運用に関すること。
- （2）法第8条に規定する自然再生協議会の所掌事務に関すること。
- （3）前号に掲げるもののほか、行動計画に基づく麻機遊水地地区における総合的な取組の推進に関し協議会が必要であると認める事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1委員の欄に掲げる委員及び静岡市長を構成員とする。

2 協議会に、次に掲げる会議を置く。

- （1）総会
- （2）自然再生部会、地域活性化部会及びベーター麻機部会（以下これらを「部会」という。）
- （3）専門委員会

3 協議会に会長及び監事2名を置く。

4 会長は、別表1会長の項に掲げる者とする。

5 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 監事は、別表1委員のうちから毎年度総会において定める。ただし、会長、部会長及び副部会長は監事を兼任できない。

8 監事は、会計及び事業を監査する。

(総会)

第5条 総会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画及び予算に係る審議
 - (2) 決算に係る審議
 - (3) 監事及び専門委員の選任又は解任に係る審議
 - (4) 第3条の所掌事項に係る協議
 - (5) その他協議会の運営に関する重要事項の審議
- 2 総会の委員は、委員全員で構成する。
 - 3 総会の会議は、会長が招集する。
 - 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その委任する者を総会の会議に代理出席させることができる。
 - 6 会長は、総会の会議の議長となる。
 - 7 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 8 総会は、必要があると認めるときは、総会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
 - 9 第8条に規定する協議会員は、総会の会議を傍聴することができる。

(部会)

第6条 部会は、協議会の目的を達成するため、麻機遊水地の保全及び活用についての協議を行う。

- 2 部会の部会員は、第8条に規定する協議会員をもって充てる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、毎年度部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会の協議内容及び実施内容は、別に定める。
- 5 部会は、協議内容を総会に報告するものとする。
- 6 前条第3項、第6項及び第8項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において同条第3項及び第6項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項、第6項及び第8項中「総会」とあるのは「部会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(専門委員会)

第7条 専門委員会は、総会からの要請に応じ、麻機遊水地の自然再生について技術的及び学術的知見から助言及び提言を行う。

- 2 専門委員会の専門委員は、自然再生に関し優れた識見を有する者として別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 専門委員会に委員長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。

(協議会員)

第8条 協議会に協議会員を置く。

- 2 協議会員は、個人又は団体若しくは法人の代表者で会長の承認を得た者とする。
- 3 前項の規定による承認を得て協議会員になろうとする者は、第12条に規定する事務局に書面を提出しなければならない。
- 4 協議会員は、次に掲げる事由に該当したときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会
 - (2) 死亡又は失踪の宣言
 - (3) 団体又は法人の解散
 - (4) 解任
- 5 協議会員が退会しようとするときは、第12条に規定する事務局に書面を提出しなければならない。
- 6 協議会は、協議会の運営に著しい支障をきたすときは、協議会員を解任することができる。

この場合においては、あらかじめ当該協議会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(経費)

第9条 協議会の経費は、静岡県及び静岡市からの負担金並びに協賛金をもってこれに充てる。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、静岡市長をもって充てる。

3 顧問は、協議会の運営に関し指導及び助言をするほか、総会に出席し意見を述べるができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、静岡県静岡土木事務所企画検査課及び河川改良課並びに静岡市都市局都市計画部緑地政策課に置き、事務局長は、静岡市都市局都市計画部緑地政策課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年7月12日から施行する。

(部会長及び副部会長の選任の特例)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に選任される部会長及び副部会長は、第6条第3項の規定にかかわらず、会長が指名する。

(事業年度の特例)

3 施行日以後の最初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、施行日から平成29年3月31日までとする。

(継承措置)

4 この規約の施行の日の前日までに巴川流域麻機遊水地自然再生協議会設置要綱の規定により行われた自然再生事業の実施及び維持管理に係る必要な協議、決定は、それぞれこの規約の相当規定によりなされたものとみなす。

別表1（第4条、第5条関係）

区分	委員
会長	東海大学名誉教授 田中博通
学識経験者	専門委員会の専門委員
地域代表	城北学区自治会連合会会長
	竜南学区自治会連合会会長
	千代田東学区自治会連合会会長
	麻機学区自治会連合会会長
	流通センター地区代表
行政機関	静岡県交通基盤部河川砂防局河川海岸整備課長
	静岡県静岡土木事務所長
	静岡県健康福祉部政策監
	静岡市企画局企画課長
	静岡市環境局環境創造課長
	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課長
	静岡市都市局都市計画部公園整備課長
	静岡市建設局土木部河川課長
部会	部会長
	副部会長

別表2（第7条関係）

所属	専門分野	氏名
静岡植物研究会会長	植物	湯浅 保雄
NPO静岡県自然史博ネット理事	鱗翅類	高橋 真弓
日本野鳥の会 静岡支部 副支部長	鳥類	伴野 正志
静岡大学教育学部講師	爬虫類	加藤 英明

麻機遊水地保全活用推進協議会

第 7 回総会 議事概要

1. 開催概要

開催日：平成 31 年 3 月 13 日（火） 19：00～20：30

場 所：静岡市役所新館 171、172 会議室

議事次第：

< 報告事項 >

- ① 議事概要（第 6 回総会、第 5 回合同部会、第 4 回専門委員会）
- ② 平成 30 年度協議会決算見込み
- ③ 平成 30 年度麻機遊水地環境調査結果及び次年度計画
- ④ 自然再生全国会議について
- ⑤ 麻機遊水地保全活用行動計画改定版について
- ⑥ 麻機遊水地サイン計画の検討について（利用ルール）

< 議事事項 >

- ① 麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱の改定について（案）
- ② 平成 31 年度取組み計画（案）
- ③ 平成 31 年度協議会予算（案）

< お知らせ >

- ① 第 3 工区トイレの進捗状況について
- ② 第 1 工区の掘削について
- ③ クリーン作戦について



2. 議事概要

(1) 報告事項に関する意見・質問

① 麻機学区自治会連合会 会長

- ・ 麻機学区では遊水地内でどんど焼きを行っている。サイン計画の利用ルール（案）では、花火、爆竹、たき火を禁止しているが、どんど焼きについてはどのように判断するか。
⇒ ・（事務局）廃棄物処理法の中で、「ゴミを露天で燃やしてはならない」定められているが、例外として「風俗慣習上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却」については認められている。どんど焼きについては、この例外にあたると思う。
また、市の火災予防条例の中で「たき火をする場合においては消化準備その他予防上の必要な措置を講じなければならない」「可燃物の近くではたき火をしてはならない」と定められており、これらの条件を満たしていれば問題ない。
- ・（委員）どんど焼きについては、自治会から公園使用許可申請が出され、許可されており、許可の理由については事務局からの説明の通りである。しかしどんど焼きとたき火等について区別がつきにくい方もいると思われるため、看板には「特別な許可を受けた場合は除く」等の注釈書きが必要である。

②ベーター麻機部会 部会長

- ・ベーター麻機部会の来年度事業計画の中で、支援学校の生徒が作成する看板の設置を検討しており、学校では来年度の授業で作成する予定となっている。資料にある看板のイメージ図は駐車場や入口等に設置するイメージのものだと思うが、サブの看板として、親しみの持てる手作り看板を設置したい。協議会予算から、学校への資材費の提供を検討していただきたい。
⇒（事務局）検討させていただく。
- ・禁止事項だけでなく、植物の紹介など魅力を伝える看板の設置も検討したい。
⇒・（事務局）前回の合同部会の中でも、QRコードを活用して動画が見られるようにしたいとの意見もいただいたため、そういった技術も取入れながら進めていきたい。
・（専門委員）例えばホトケドジョウの生息場所を教えてしまうと、業者が捕獲してしまう恐れがあり、植物や昆虫についても同様である。そのため、おおやけにするものと、伏せるものを分ける必要がある。また、遊水地内に張り紙をする人がいるため、対応が必要と思われる。

③環境創造課

- ・毎年、加藤委員にご協力いただき、公募により集まった市民調査員とともに、第4工区にてカミツキガメ生息状況調査を実施している。
- ・例年は1回の実施だが、来年度は2回実施する予定となっている。
- ・遊水地で活動している団体や地域の方々に関わりたいと考えているため、興味のある方は資料に記載の担当者までご連絡いただき見学に来ていただければと思う。また、事前の除草作業などにもご協力いただけるとありがたい。

(2) 議事事項

①麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱の改定について（案）

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱について、人件費及び補助金の流用についての改定案が事務局より提示され、拍手多数により承認された。

②平成31年度取組み計画（案）、平成31年度協議会予算（案）

各部会長及び事務局から来年度の取組み計画（案）について説明があり、併せて事務局より予算（案）が提示され、挙手多数により承認された。

麻機遊水地保全活用推進協議会

第 6 回合同部会 議事概要

1. 開催概要

開催日：令和元年 9 月 19 日（木） 19：00～20：30

場 所：静岡市役所新館 171、172 会議室

議事次第：

< 報告事項 >

- ① 第 5 回合同部会、第 7 回総会議事概要
- ② 平成 30 年度取組み報告
- ③ 平成 30 年度決算報告（案）
- ④ 麻機遊水地サイン計画の検討について
- ⑤ 麻機遊水地植生調査結果

< その他 >

- ① 遊水地内の伐木、掘削について
- ② あさはた緑地のセンターハウスの進捗状況について
- ③ 第 3 工区トイレの進捗状況について
- ④ 今後のイベントについて



2. 議事概要

(1) 報告事項についての意見・質問

① 平成 30 年度取組み報告について

・前回の部会の中で、草刈り機を使える人がいなかったり、メンバーが高齢化していることもあり、草刈りを手伝ってほしいという話があったと思う。今回の取組み報告で、ベータル麻機部会が LINE グループで作業の連絡を取り合っているという報告があったが、それを参考に、グループの垣根を越えて作業できるよう、草刈りネットワークを作ってはどうか。私はリバーフレンドシップで機械をお借りしているため、そういったものがあれば参加したい。

⇒ベータル麻機部会の話参考に、検討させていただく。

・LINE グループで作業の連絡を取り合っていると、他の人の作業状況が分かって良い。ただ、協議会の草刈機は借りるのに手続きが必要なため、今日思い立って作業するということができない。草刈機がもっと借りやすくなると良い。

② 麻機遊水地サイン計画の検討について

・遊水地内でゴルフをやっている人、タバコのポイ捨て、犬にリードを着けずに散歩している人などがいる。看板については、これから検討するということがだが、事故に繋がる前に仮の看板でも良いので早急に設置した方が良いと思う。

⇒仮の看板の設置を検討させていただく。

・以前第 4 工区の池でラジコンボートを行っていたが、第 4 工区の乗入れが禁止になり、遊

水地フェスタに誘われたのをきっかけに、第3工区局舎前の池で行うようになった。11～4月には行わないなど野鳥には配慮しているが、一部の野鳥の会の方に良く思われていない。野鳥観察、釣り、ラジコンなど様々な趣味の人が住み分けながら遊水地を利用できるようなルールにしていきたい。

(2) その他の事項についての意見・質問

①遊水地内の伐木、掘削について

- ・どの工区においても外来種のナンキンハゼが増えており、また大木になっているため、来年度以降も積極的にナンキンハゼの伐採をお願いしたい。
- ・第1工区の掘削箇所は、以前オニバスが発芽していた場所であり、土中に残っている種を採集したいため、着工する前に日程を教えてください。
⇒日程が決まり次第連絡する。時期は大体10月後半～11月頃を予定している。

②あさはた緑地のセンターハウスの進捗状況について

- ・第1工区は来年センターハウスが完成し、今後より多くの人が集まると思うので、麻機ウェットランドクラブでは、オニバスが生育できる環境作りを行っていききたい。

③第3工区トイレの進捗状況について

- ・来年トイレが完成するということが、管理はどのようにするのか。
⇒市内の公園のトイレは、エリアごとに清掃を委託しており、第3工区も同様である。

④麻機学区自治会連合会からのお知らせ

- ・遊水さくら祭りは、例年は1日だが、今年度は企画を検討し開催日を増やしたいと考えている。決定ではないが現時点では、2月22日、23日、24日の開催を検討している。
- ・他にもあさはた緑地にて、様々なイベントを企画している。
 - 10月7日：麻機学区全体のスカイクロス大会
 - 11月9～10日：現在第1工区でカフェを設置している団体が、50張程テントを用意して様々なイベントを企画している。連合町内会も協力する予定。
 - 12月7日：JAがあさはた緑地を利用して、地場産品の即売会を検討している。
 - 1月11日：どんど焼き

(3) その他の意見・質問

①加藤島エリアの整備の進捗状況について

- ・加藤島エリアの整備の進捗状況について教えてください。
⇒順次工事発注を行っているが、契約の状況が思わしくなく、若干遅れ気味である。

平成 30 年度 協議会の取組み報告

1. 取組み一覧

○ 補助金申請団体

(1) 自然再生部会

	団体	実施内容	工区
○1	麻機湿原を保全する会	<ul style="list-style-type: none"> ・保全活動(草刈・パトロール等) ・自然観察会 ・夜の昆虫観察会 ・サクラタデ観察会、野点 ・魚類調査 	第 4 工区
2	麻機ウェットランドクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・保全活動(草刈等) ・おさんぼ観察会 ・オニバス観察会 ・ミズアオイ観察会 ・啓蒙活動(遊水地フェスタ・サイエンスピクニック) 	第 1、3 工区

(2) 地域活性化部会

	団体	実施内容	工区
○1	麻機遊水地柴揚げ漁保存会	<ul style="list-style-type: none"> ・柴揚げ漁 ・柴揚げ漁実施会場の整備 	第 3 工区
○2	麻機学区自治会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・水田、ハス田の維持管理 ・どんど焼き ・河津桜の維持管理 ・遊水桜まつり 	第 1 工区
3	あさはた緑地公園愛護会	・あさはた緑地草刈り	第 1 工区
4	麻連ひまわりロード(つとむ会)	・花壇作業(除草、花苗植え、種まき等)	第 1 工区

(3) ベーテル麻機部会

	団体	実施内容	工区
○1	ベーテル麻機部会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉農園、水田の維持管理 ・そば打ち体験 	第 3 工区
○2	ベーテル麻機遊水地安東川ネットワーク	・「ホテルとオニバスを知る会」開催	第 2-1 工区
3	地域の庭を作る会	・堤防部の除草、花壇整備	第 3 工区

(4) 事務局

	項目(行動計画)	実施内容	工区
1	清掃活動の実施・美化活動	・クリーン作戦	第 1,3,4 工区
2	自然博物館、生き物・パネル展示、出前講座	・各種イベントや施設でのパネル展示	-
3	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ維持管理、会報発行 ・パンフレットの印刷・配布 ・自然図鑑の企画検討 	-
4	利用に関するルール作りとその周知	・利用ルールのサイン計画	-

2. 取組み写真

①麻機湿原を保全する会



自然観察会



夜の昆虫観察会



サクラタデ観察会



サクラタデ観察会



除草作業



魚類調査

②麻機ウェットランドクラブ



保全活動



オニバス観察会



オニバス観察会



お散歩観察会



ミズアオイ観察会



ミズアオイ

③麻機遊水地柴揚げ漁保存会



柴揚げ漁



魚の展示



麻機太鼓

④麻機学区自治会連合会



水田



ハス田



河津桜



遊水さくら祭り



どんど焼き

⑤あさはた緑地公園愛護会



ハス池



ハス池

⑥麻連ひまわりロード(つとむ会)



麻機緑地北側花壇



麻機緑地北側花壇

⑦ベーテル麻機部会



田植え

田植え後のコンサート

脱穀作業

福祉農園作業

福祉農園作業

そば打ち会

⑧ベーテル麻機遊水地安東川ネットワーク

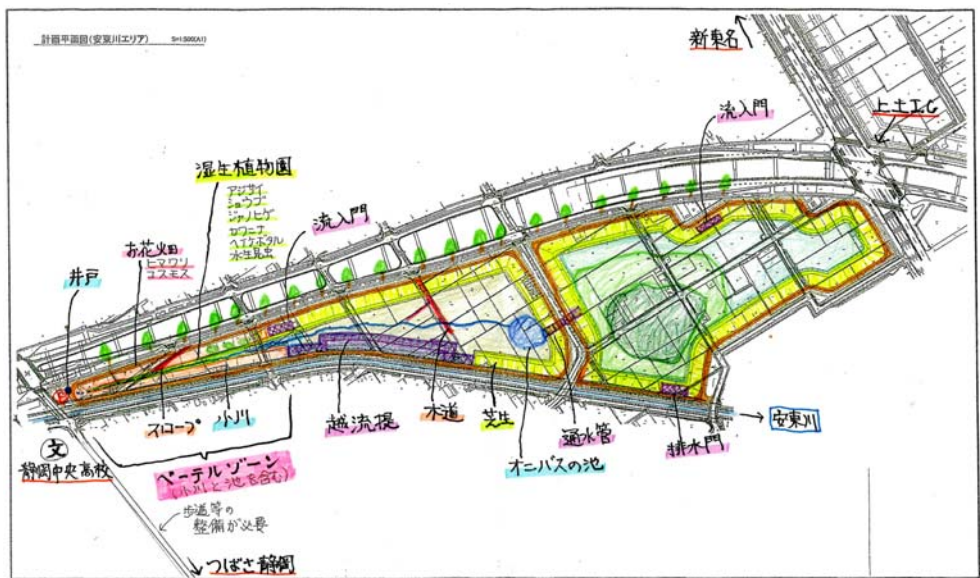


ホテルとオニバスを知る会

ホテルとオニバスを知る会

総会

<安東川エリアゾーニング案> ※安東川ネットの構想



⑨地域の庭を作る会



堤防花壇作業



堤防花壇



堤防の除草作業

⑩事務局



クリーン作戦



クリーン作戦



クリーン作戦

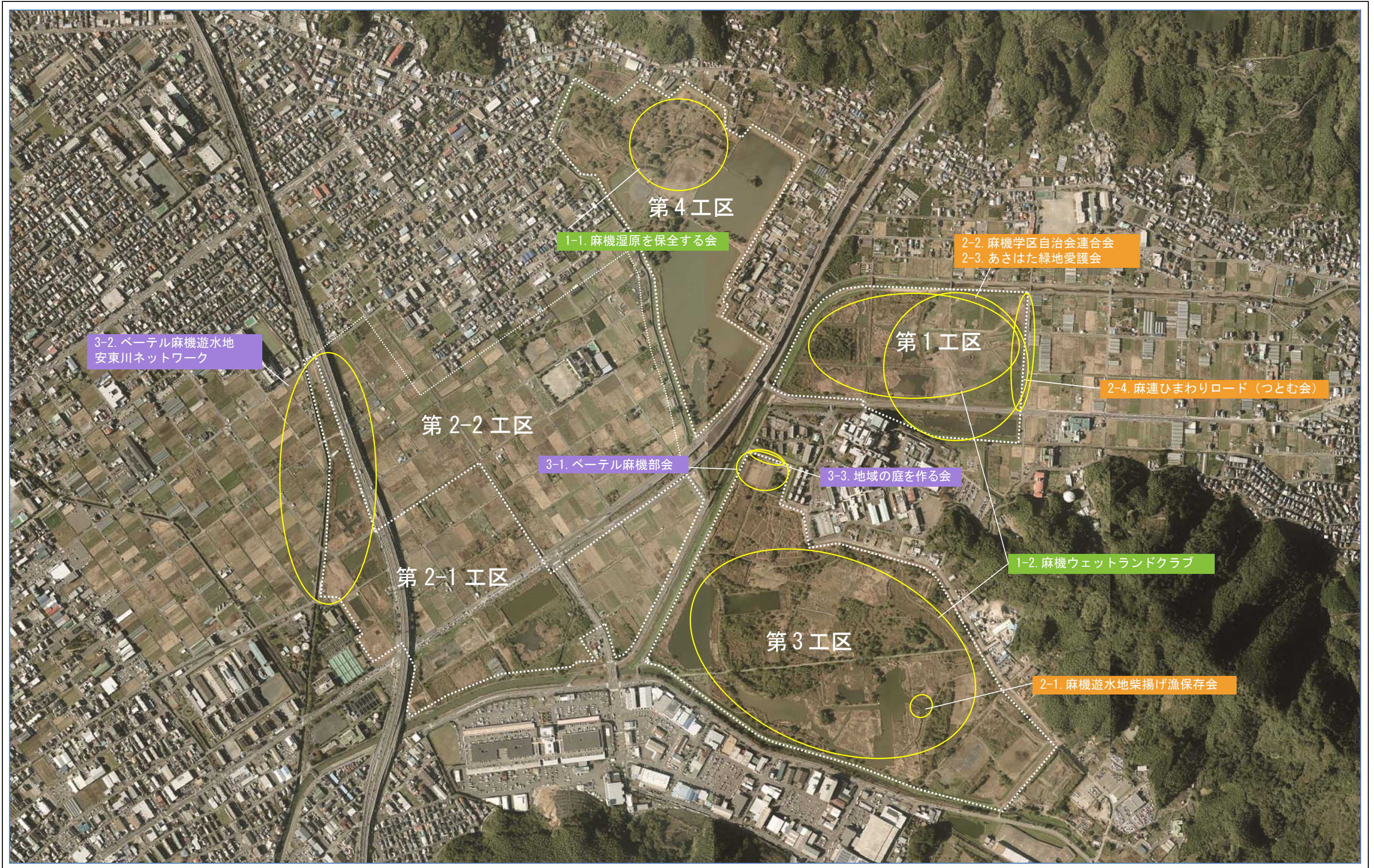


流通センター夏祭り



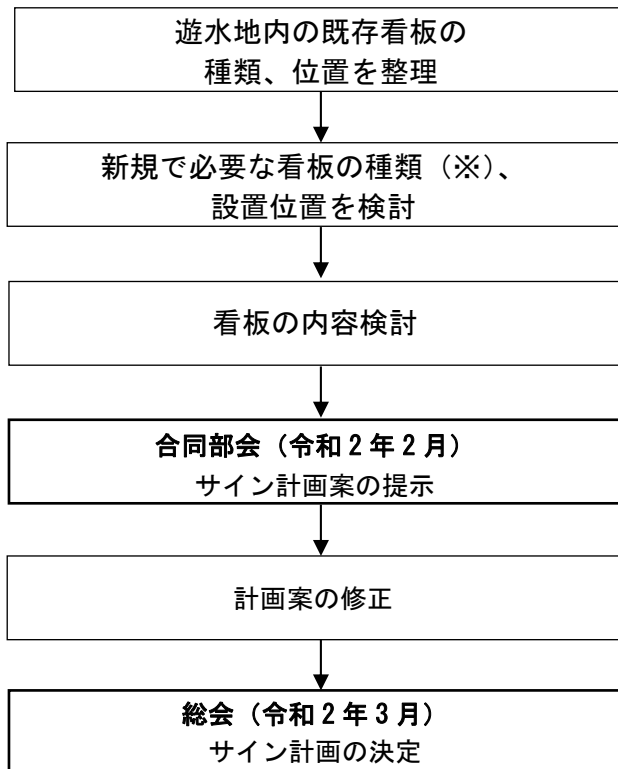
サクラタデ観察会

3. 取組み箇所



麻機遊水地サイン計画検討について

1. 今後のスケジュール



※看板種類
案内、説明、規制、注意、誘導 など

2. これまでの意見（合同部会、専門委員会、総会）

①麻機遊水地の利用ルールについて

- ・利用ルール看板でラジコンの使用を禁止する場合、遊水地フェスタで行っているラジコンボートも禁止となるのか。
- ・現在整備中の第2-1工区にラジコンができる場所を設けられないか。
- ・車の乗入れは禁止していると思うが、バイクの乗入れについても定める必要がある。
- ・釣り人の中には、釣り場を整備したり、ボートを出したり、胴長を着て池に入る人がいるが、そのあたりの規制も必要だと思う。
- ・ベンチを作って遊水地内に設置している人がいる。
- ・グランドゴルフが歩道まで使用しており危険である。また、プレハブの小屋も建てている。
- ・遊水地の至る所に入ってしまうカメラマンがいるため、立入禁止区域も定められると良い。
- ・どんど焼きは規制の対象となるか。
⇒ ・申請し許可が出れば問題ない。
・看板には「特別な許可を受けた場合は除く」等の注釈書きが必要。

②看板について

- ・大きな看板とは別に、小さな植物の紹介看板等も随所にある良い。
- ・生息場所が分かると業者が捕獲してしまう恐れがあるため、公にするものしないものを分けたい。
- ・支援学校の生徒と一緒に、親しみの持てる看板作りを実施したい。
- ・看板にQRコードを掲載し、動画が見られるようにしたい。
- ・第3工区の看板にある、COCOAR2（アプリ）で動画が見られる仕組みが全体にあると良い。

麻機遊水地植生調査について

自然環境に関するデータ蓄積の一貫として、昨年度の判読素図（木本、草地、裸地、水辺、人工構造物を判読）の作成に引き続き、今年度は植生調査（植生図作成調査・群落組成調査）（夏）を実施した。

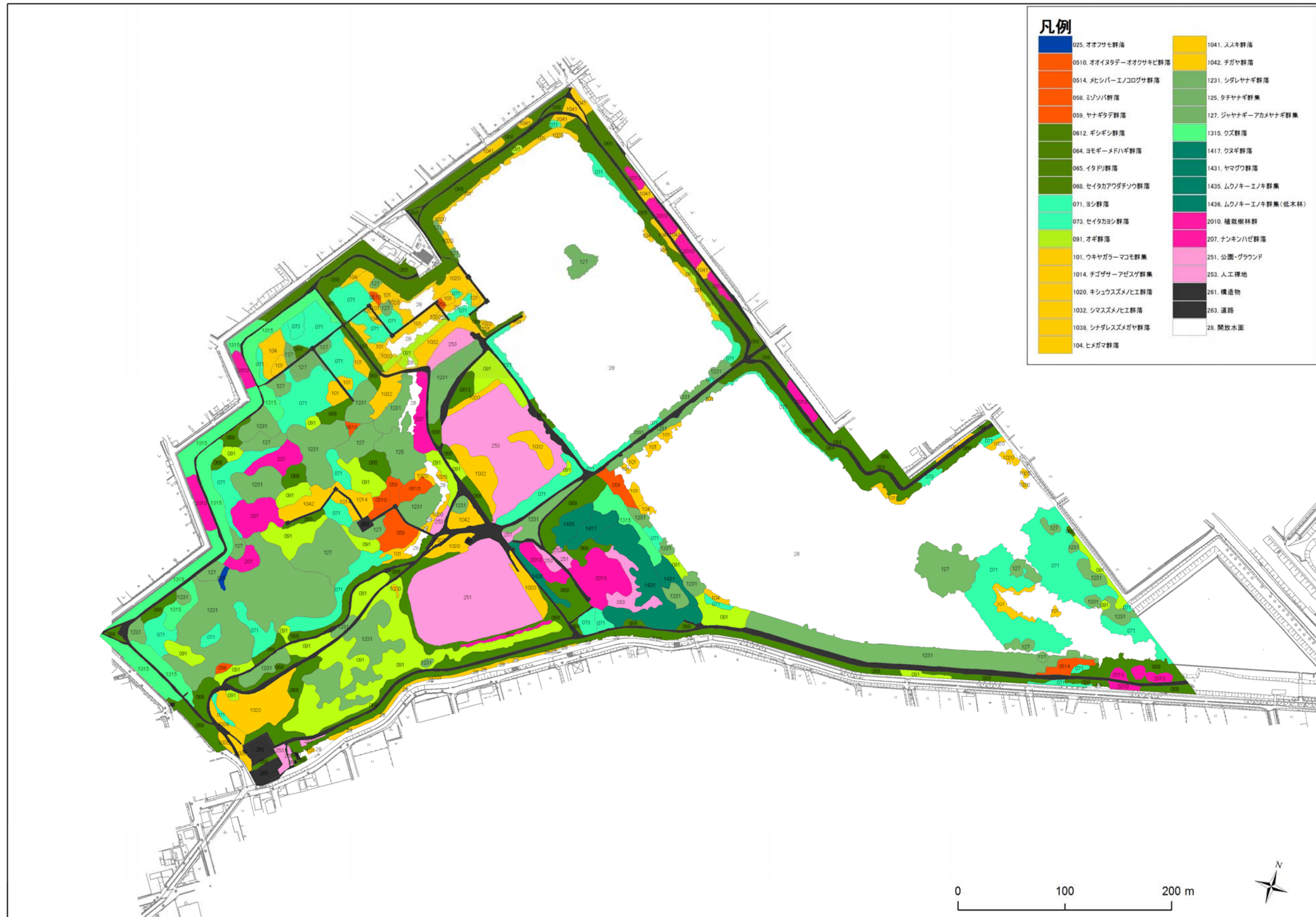
■第3工区（55ha）調査結果 調査日：令和元年7月10日、11日

確認した群落区分は、計36であった。セイタカアワダチソウ群落最も広く、全体の17.5%を占め、次いで、ジャヤナギーアカメヤナギ群集（17.1%）、ヨシ群落（16.3%）、オギ群落（15.6%）であった。



■第4工区(32ha)調査結果 調査日:令和元年7月11日、7月22日

確認した群落区分は、計35であった。開放水面が最も広く、全体の34.6%を占め、次いでセイタカアワダチソウ群落(11.0%)、シダレヤナギ群落(10.4%)、ヨシ群落(7.6%)、オギ群落(5.3%)であった。



平成30年度歳入歳出決算報告書

(歳入の部)

(単位:円、△印は減)

科目	決算額 (A)	第7回総会予算額 (B)	比較 (A-B)	備考
負担金	14,000,000	14,000,000	0	
静岡県	7,000,000	7,000,000	0	
静岡市	7,000,000	7,000,000	0	
繰越金	3,406,994	3,406,994	0	
雑収入	110	46	64	
補助金返戻金	102,611	0	102,611	
合計	17,509,715	17,407,040	102,675	

(歳出の部)

(単位:円、△印は減)

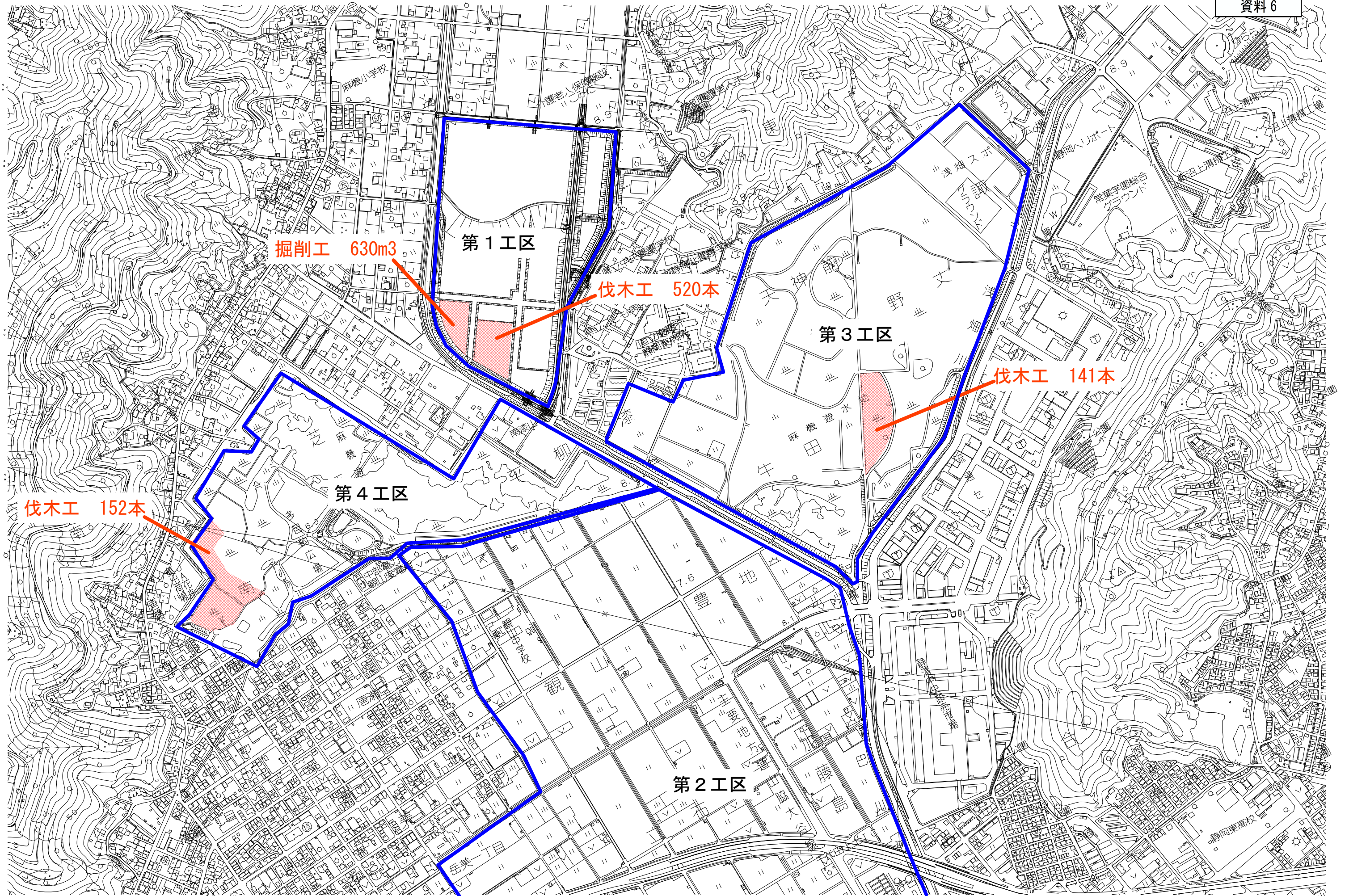
科目	決算額 (A)	第7回総会予算額 (B)	比較 (A-B)	備考
協議会活動経費	1,390,138	1,389,015	1,123	調査、資材にかかる経費
補助金交付費	701,223	701,223	0	補助金制度に係る科目の新設
報酬費	437,000	437,000	0	協議会委員への報償費
委託費	14,344,560	14,344,560	0	広報資料作成費 事務局運営補助委託経費 オルソ画像作成委託 植生調査委託費 フェスタ設営補助委託料
事務局運営経費	135,958	137,470	△ 1,512	振込手数料、サーバーレンタル料
予備費	0	0	0	
合計	17,008,879	17,009,268	△ 389	

※必要に応じて科目間の流用を認める

歳入合計	17,509,715
歳出合計	17,008,879
残額(平成31年度への繰越)	500,836

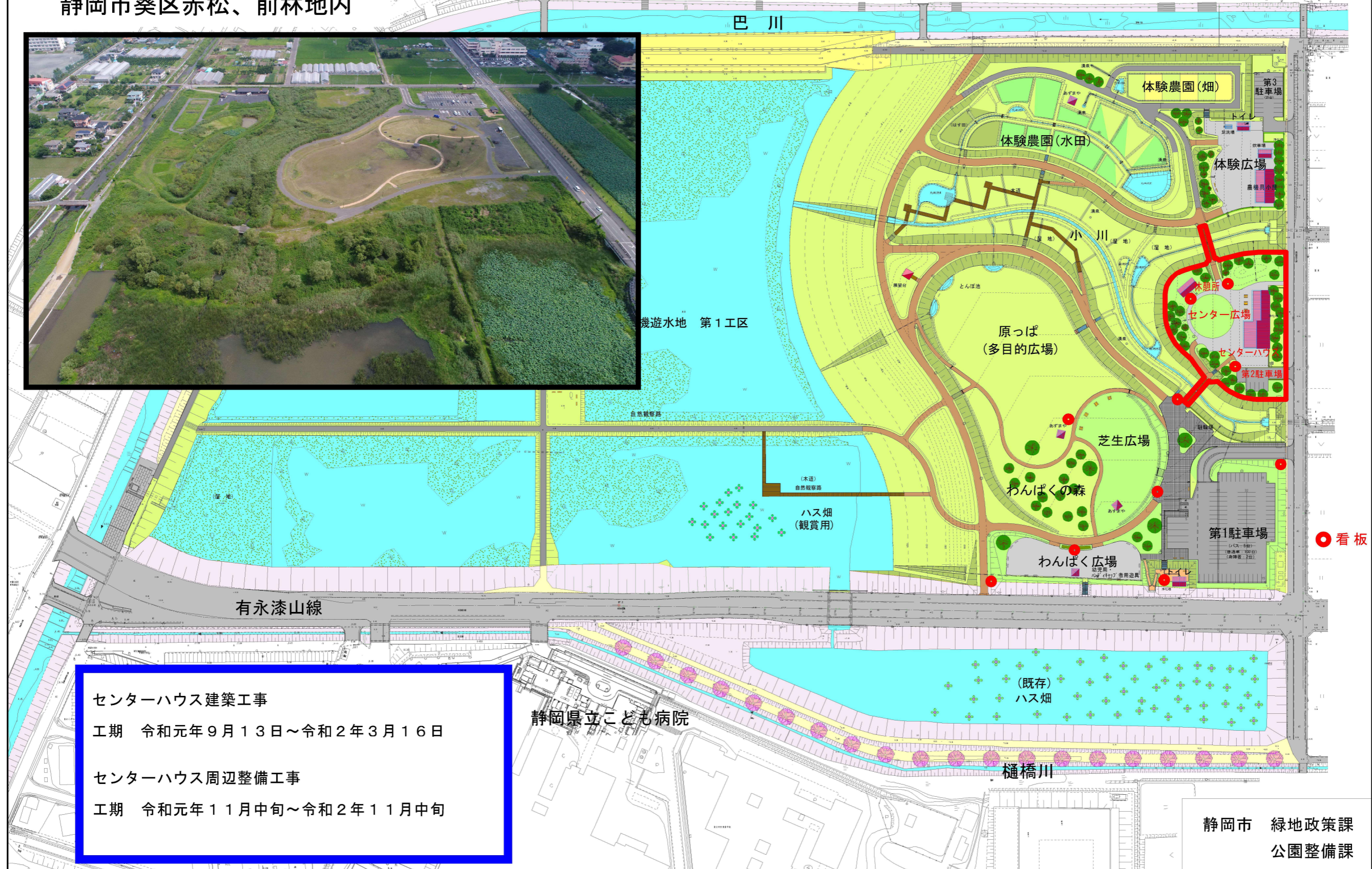
麻機遊水地 伐木工、掘削工平面図

資料6



あさはた緑地(1工区) 計画平面図

静岡市葵区赤松、前林地内



センターハウス建築工事
 工期 令和元年9月13日～令和2年3月16日

センターハウス周辺整備工事
 工期 令和元年11月中旬～令和2年11月中旬

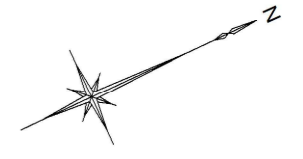
静岡市 緑地政策課
 公園整備課

浅畑緑地（第3工区）におけるトイレの整備について



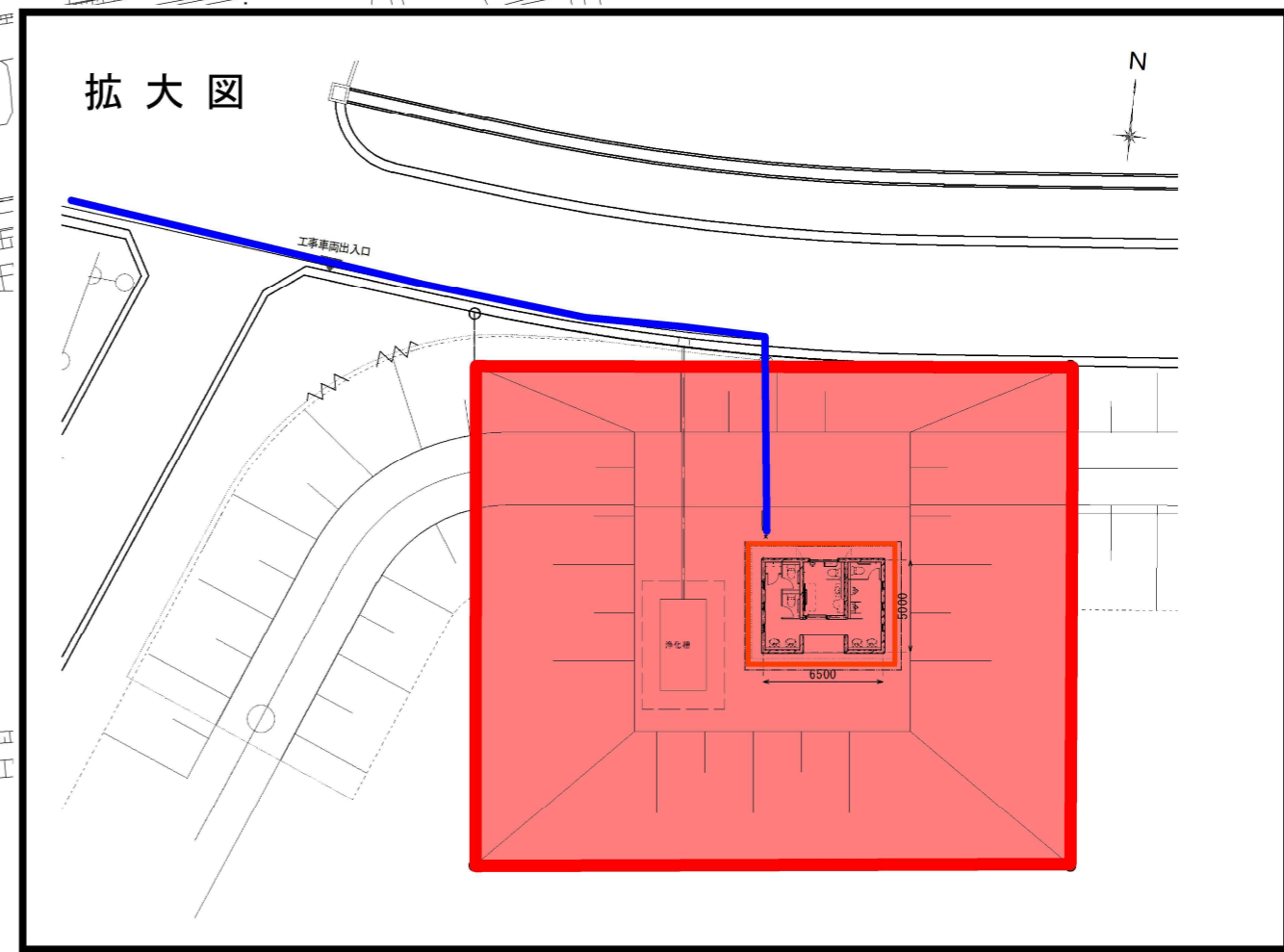
あさはた緑地(3工区) 計画平面図

静岡市葵区赤松、前林地内



バリアフリートイレ建築工事
工期 令和元年10月中旬～令和2年3月初旬

給水管布設工事
工期 令和元年11月初旬～令和2年3月初旬



サクラタデ



自然観察会

& 遊水地ウォーキング

令和元年 10月12日(土)

9:00~12:00(15:00 駐車場閉鎖)

※雨天の場合は 10月13日(日)

麻機遊水地第4工区の自然観察園ではサクラタデの群落が形成され、9月下旬~11月上旬まで美しい花を咲かせます。観察園では絶滅危惧種のタコノアシも間近で観察でき、名前の由来となったユニークな姿が楽しめます。

また、麻機湿原を保全する会の野点(のたて)にも無料で参加できます。(お茶とお菓子には限りがあります。)

遊水地と里山の自然に包まれて秋の1日をゆったりと過ごしてみませんか?



●受付・野点(無料) 9:00~12:00

●自然観察会 11:00~(集合 10:50)

●場 所: 麻機遊水地第4工区

●対 象: どなたでも

●その他: ・静岡県・静岡市のパネル展示

・観察会参加者には、「麻機遊水地の自然」パンフレットをプレゼント
(※数量限定)

・地元農産物の販売

・プリン、パン、ラスク、クッキーの販売

※内容は変更する場合があります

【バスのご案内】

静岡駅前バス停から

●16番乗り場

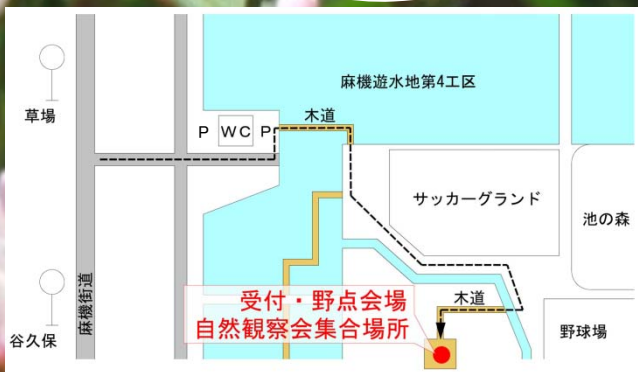
(三菱東京UFJ銀行前)

「大浜麻機線」麻機行/麻機北行

⇒草場バス停下車(有料)受付まで徒歩5分



【案内図】



主催: 麻機湿原を保全する会、麻機遊水地保全活用推進協議会

協力: 社会福祉法人愛誠会、しずてつジャストライン、静岡県静岡土木事務所、静岡市、日本ビオトープ協会静岡支部、障がい者就労支援事業所きのぼり

【お問い合わせ】 麻機湿原を保全する会(担当:後藤)TEL:080-3656-4149

麻機遊水地ウォーキングコース

ショートコース

- 所要時間 :30分
- 全長 約1.7km

遊水地のコースのみどころを凝縮したショートコースになります。遊歩道の中を歩いて、近くで自然観察をすることができます。

ロングコース

- 所要時間 / 60分
- 全長 / 約3.5km

第4工区をのんびり散歩できるコースになります。遊水地の大きさを歩いて体感することで、遊水地の中にも違った特徴を持つエリアがあることを感じられます。



- ① 静岡市環境創造課ブース
パネル展示
- ② 静岡県河川ブース
パネル展示
- ③ 愛誠会ブース
プリン、パン、ラスク、クッキーの販売
- ④ 麻機湿原を保全する会ブース
地元農産物の販売
- ⑤ 野点 (お茶)